

2018年9月定例会 9月5日一般質問(子ども総合支援条例の部分)

◆23番(保坂令子議員) 通告に従いまして、子ども総合支援条例、防災の取り組み、本庁舎整備の順で質問をいたします。

初めに、条例の話に入る前に1点伺います。

まず、横浜市中央図書館による蔵書の紹介記事を読みます。「若者を使い潰すブラック企業、学生たちを食い潰すブラックバイト、その実態が知られるようになって被害は後を絶ちません。社会人となった若者も学生もワークルールを知り、自分で自分の身を守ることが求められています。」これは、ブラック企業・ブラックバイト関連蔵書の紹介記事です。雑誌掲載の関連記事までリストアップされていて、図書館調査資料課の問題意識の高さを感じます。

高校進学後、ほどなくしてアルバイトを始める子供もいます。神奈川ネットワーク運動・鎌倉では中学3年生が卒業を控えた時期に弁護士などの専門家を招き、ブラックな労働環境の実態や働く人に保障されている諸権利について学ぶ権利を設けることを求めてきました。しかし、これまでの教育部の回答は、授業の中でキャリア教育、望ましい勤労観や労働観の育成に努めているといった回答にとどまっています。子供たちが自分の身を守るために権利について学ぶことはそんなにハードルが高いことなのでしょうか。

◎安良岡靖史 教育長 子供が自分の身を守るための権利について学ぶことについての御質問でございます。

子供たちの成長におきましては、いつでも夢を持って、そして自分の夢の実現に向けてさまざまな知識と経験によって新しいことに挑戦していくことが大切であると考えております。その際、議員御指摘のように子供たちが夢の実現に向け仕事をする上で、途中で諦めることになるような被害に遭うことがあってはならないと考えております。私たちが生活する上での社会権における労働の権利の一つとして、労働者と経営者が対等な立場で労働条件を交渉できるというようなことなど、さまざまな事例を踏まえた専門家による出前授業、こういうものにつきましては、子供たちが権利について深く学ぶことのできる学習の一面だと考えているところでございます。ですから、このような学習というものを大切にしていきたいと思っています。

子供たちが持っている活力あるいは可能性に挑戦する力、これは自分自身の身を守る力にもなりますので、学校におきましてはそのような力を育てること、そして支援する、そんな取り組みを今後も進めてまいりたいと考えております。

◆23番(保坂令子議員) 働く者の権利について学ぶことの意義、御認識いただいているという御答弁いただきました。横浜市中央図書館のような問題意識を持って、優先

順位を上げて具体的に組み込んでほしいと思っています。

ここで押さえておきたいのは、社会経験や知識がない子供たちを守ってあげようという視点ではなく、**子供たちが知識を身につけることで自分の身を守れるようにし**という**視点が大切**だということです。言葉をかえて言えば、子供たちのエンパワーメントです。今回の**子ども総合支援条例についての質問は、この子供たち自身のエンパワーメントという考え方が1本の縦糸になっている**ことを最初に申し上げます。

現在、鎌倉市のホームページを見ますと、鎌倉市の福祉政策、共生社会実現に向けてということで、2021年度までの4カ年に取り組む予定の48施策がずらっと並んでいます。このうち、**条例制定**は（仮称）かまくら共生条例、（仮称）障害者の情報・コミュニケーションにかかる条例、（仮称）子ども総合支援条例、（仮称）くらし支え合い条例と明確に書かれているだけで4本上がっていて、本当に**毎年1本ずつ仕上げていく**わけですね。条例に盛り込む施策の中身が追いつくのかと懐疑的になっているところです。**条例は理念条例、計画に盛り込まれる施策は従来とさして変わらないのなら、条例をつくること自体が目的なのですか**と問わざるを得ないことになってしまいます。午前中の竹田議員の（仮称）かまくら共生条例についての質問も同様な懸念を反映したものではないかと思って聞いていたところです。

さて、（仮称）子ども総合支援条例の条例制定に当たっては、子供の支援に関する基本的な理念を定め、鎌倉市子ども・子育てきらきらプランとリンクすることで、総合的に子供に対する支援を推進するとのこと。具体的な施策はきらきらプランに盛り込むということです。施策の充実が図られなければ、条例化する意味は半減すると申し上げたいです。

虐待防止についてはどうでしょうか。急増する児童虐待事件に児童相談所の手が追いつかない現状があり、国は児童福祉員の増員に躍起になっています。市町村においても、乳幼児健診を受けていない子供の状況把握により一層努めたり、深刻なケースほど行政や地域の目が届きにくく、支援の手が差し伸べにくい状況への対応など、大きな課題を抱えています。**次期きらきらプランでは、新たな取り組みや既存の取り組みの強化を考えているのか伺います。**

◎進藤勝 こどもみらい部長 条例の制定に当たっては、鎌倉市子ども・子育てきらきらプランとしっかりリンクさせることで、総合的かつ計画的な子育て支援につなげたいと考えております。

児童虐待の体制強化につきましては、児童相談件数の推移を見据えて検討していく必要があると考えておりますが、児童虐待の課題に限らず、**平成32年度から始まる次期きらきらプランでは、新たな取り組みや既存の取り組みの充実について反映した計画に**

してまいりたいと考えております。

◆23番（保坂令子議員） 虐待については、一つの分野として今、上げたわけなんですけれども、本当に今取り組みをしっかりと進めていかなければいけないと思っているところなんです。

現在、子供の虐待を予防的視点での支援によって食いとめる必要性が叫ばれています。児童相談所が扱う要介入支援の前段で、**市町村がいわゆる心配な家庭、要支援家庭に手を差し伸べていく、そのための拠点もつくる**、そういったことが重要であるとの認識が広まっています。みずからは声を上げにくいのが子供ということです。大人社会が問われています。鎌倉市の積極的な取り組みを求めるということを今、申し上げたいと思います。

さて、ここから条例そのものに沿った話をしていきます。

これまで、各地の自治体でつくられてきた**子供条例は、内容的に三つの類型**に分類されると言われています。一つは古く1950年代終わりから制定されてきた青少年の健全育成を目的にした**健全育成型条例**、二つ目は1990年代以降に少子高齢化に対応して次々とつくられている**子育て支援型条例**、三つ目が1994年の日本政府による国連児童の権利に関する条約、いわゆる「子どもの権利条約」批准を受けてつくられてきた、**子供の権利を基本にして子供支援を促進する子供の権利型条例**です。この三類型がさまざまに合わさった複合型の条例もあります。

この「子どもの権利条約」ですが、18歳未満の子供を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様一人の人間としての人権を認め、保障するためにつくられました。1989年の国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は条約発効の年に署名したものの、批准は1994年4月で158番目の批准国でした。批准までに4年近くかかった背景には、権利には義務が伴う、権利ばかり主張してはだめだなどといった誤った認識が根深く残り、子供の権利という言葉に抵抗感を抱く政治家などがいたことが指摘されています。条約は子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現、確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

もちろんこのような国際条約を待たなくても子供の自己決定権の尊重は個人の尊重を定める憲法第13条から導き出されている、生存権、思想・良心の自由や教育を受ける権利なども皆、憲法に定められているという考え方も可能です。その上で、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子供ならではの権利を定める「子どもの権利条約」の意義は大きい、そのように考えた自治体が数多くあって、子供の権利を基本にして、子供支援を促進する条例が各地でつくられてきたということです。

さて、まだ（仮称）とされていますが、**市長がつくろうとされているのは、子ども総**

合支援条例とのことです。6月1日の総合教育会議でも市長は昨年の選挙のときに公約に掲げていると語っていらっしゃいますが、市長として公約に掲げたのは、どのような社会的な要請やタイミングを認識されたからなののでしょうか。

◎松尾崇 市長 昨今、子供たちが生きづらいと感じているというようなことを私自身問題だと思っています。本市におきましても小・中学校不登校の数が150人も優に超えると、今、こんな状況の中もございまして、いじめ等も起きています、こういう状況でございます。

こういう中で、全ての子供たちが元気に生き生きと伸び伸びと安心して育つことができるような環境づくりということを、これは全ての人がそういう方向で同じ方向を向いていこうと、こういう思いから、選挙公約の一つとしたところでございます。

この実施のためには、子供が自立をして挑戦したいという思いも引き出しながら、そういう環境づくりを私たちがやっていくということが重要であると思っております。子供に対する総合的な支援や育つ環境を整えることを目的とした条例制定を目指しているものでございます。

◆23番（保坂令子議員） 全ての人が子供たちを支えると、そしてまた子供の自立ということに対してもその大切さを認識されているという御答弁なのかと思いました。

この条例は、本市の子ども・子育て支援の事業計画である鎌倉市子ども・子育てきらきらプランとひもづけされるとのことですが、きらきらプランの策定の根拠となっている法律が何か、伺います。

◎進藤勝 こどもみらい部長 鎌倉市子ども・子育てきらきらプランの策定に当たって根拠となる法令でございしますが、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法、この二つの法律に基づき策定しているものでございます。

◆23番（保坂令子議員） きらきらプランの根拠になっている法律が子育て支援を主眼とした二つの法律であるということを確認いたしました。

8月24日開催の子ども・子育て会議で示された条文の検討資料が配信されています。こちらを見ますと、総合的に子供を支援していくことの必要性を前面に出した内容となっております。ひもづけしていくきらきらプランの根拠法、ただいま伺いましたが、こちらとの関係だけではないと思います。どのようなお考えがあつてのことなのか、再び市長に伺います。

◎松尾崇 市長 条例におきまして、子供支援の基本理念を示すとともに、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、事業者等の責務を明らかにして、地域社会全体で子供を支援

していく姿勢を条例として定めていくことが、総合的かつ継続的な子供への支援につながるものと考えております。

◆23 番（保坂令子議員） 既に述べたとおり、「子どもの権利条約」の批准以降、子供の権利の視点を大切にされた子供支援の施策を方向づけている条例が全国各地でつくられています。県内では川崎市が全国に先駆けて 2001 年 4 月に「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行、近年では 2015 年 4 月に相模原市が「相模原市子どもの権利条例」を施行しています。

子供を支援の対象と見るのと、権利の主体と見るのでは、根底にある子供感が大きく異なります。相模原市はこれからの相模原を築いていく子供たちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子供たちが成長することができる町の実現を目指すとともに、子供の権利を保障することを目的として条例を制定したとのこと。

市長も、ただ少子化対策だけで条例をつくろうとされているのではないと思います。先ほど全ての人が一致して子供を支援するというをおっしゃっています。けれども、先行した子どもの権利条例を参考にするというお考えはないのでしょうか。

◎松尾崇 市長 条例の制定に当たっては、他市の先行事例というのも参考にしながら作成してまいりたいと考えています。

◆23 番（保坂令子議員） 他市の事例ということですが、条文検討資料を見ますと、2017 年 4 月施行の「明石市子ども総合支援条例」の構成をなぞっていることがよくわかります。なぜ明石市の条例を参考にしているのか、理由を伺います。

◎進藤勝 こどもみらい部長 本市の条例の構成といたしましては、総合的に子供を支援していく姿勢を前面に出しているものであり、条文の検討に当たりましては、子供への支援を中心とした構成となっている明石市などを含め、他市の事例も参考に作成してきたところでございます。

◆23 番（保坂令子議員） この「明石市子ども総合支援条例」がすぐれた条例であるのは確かだと思います。泉房穂明石市長は、「子どもを核としたまちづくり」を掲げて、目に見える実績を上げていらっしゃるようです。明石市の条例には、子どもを核としたまちづくりの諸施策が位置づけられています。離婚前後の子供の養育支援、戸籍のない子供への支援、妊娠期からの切れ目ない子供・子育て支援といった明石市が進める特色ある施策も明文化されています。

さて、この明石市の条例には前文がなく、第 1 条目的から始まります。この条例は、「こどもを核としたまちづくりを進める明石市において、児童の権利に関する条約の精

神にのっとり、こどもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、こどもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、こどもの最善の利益を実現することを目的とする」というものです。国連子どもの権利条約の精神にのっとりということ、また同条約が高く掲げる一般原則である子供の最善の利益の実現を目的とするということがしっかりと書き込まれています。

鎌倉市の条文検討資料は、前文を設けており、そこに条例に込める思いを書くことができるのに、なぜ「子どもの権利条約」への言及については明石市の条例をまねなかったのでしょうか。前文はよその自治体をまねるわけにはいかないとお考えなら、条例全体にかかわることになり、むしろそちらを望むところですが、明石市のように目的に書く、参考にするなら、そこではありませんか。今後の精査を求めます。

ところで、子どもの権利条約が保障する子供の権利は、既に述べたとおり、大きく分けて、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の四つがあります。「明石市こども総合支援条例」は、子供への支援と子育て支援に関する施策を総合的に定めることにより、結果的にこれらの四つの権利を保障しているとも言えます。ですので、名称は子どもの権利条例ではなくても条例が果たす機能は同じではないかという反論もあり得るようにも思えます。しかし、全く同じではないということをも2点上げます。一つは、冒頭で触れましたエンパワーメントの視点、もう一つは後に触れますが、子供に対するメッセージ性です。

ここで、教育部長に伺います。

鎌倉市教育センターは、3年から5年ごとにかまくらっ子の意識と実態調査という調査・研究を行ってきています。2014年7月公表の第10集では、自己肯定感と生活に関する項目についてクロス集計を行いました。子供の自己肯定感について取り上げたのは、なぜでしょうか。

◎佐々木聡 教育部長　まず自己肯定感につきましては、自分は大切な存在だ、自分はかけがいのない存在だと感じることでできる心の状態と捉えておまして、幼少期や学童期において自分の存在自体を丸ごと受け入れてくれる周囲の大人の働きかけや生活環境があることが自己肯定感の育成につながると考えております。このため、子供たちの成長の段階には自己肯定感が必要であると考えて調査項目に入れているところでございます。

◆23番（保坂令子議員）　子供たちの成長にとって自己肯定感が必要であるという御認識を、今、伺いましたけれども、調査のクロス集計からは、自己肯定感の高い子供の姿が浮かび上がってきたとして、子供たちの自己肯定感は挨拶や手伝いなど、日常の生

活との相関関係が大きく、褒められることが多い子供ほど自分のよいところが見つけれ、自己肯定感が高いことがわかる。学校生活の中でもその点を意識した活動と評価が大切であると報告されています。外形的なところを捉えた分析なのかなと見えているところ。総体として、**子供たちの自己肯定感が低い理由を深く掘り下げていただきたい**と思います。

ただいま、総体として子供たちの自己肯定感が低いと申し上げました。教育長は、これをどのように認識されているのか伺います。

◎安良岡靖史 教育長 かまくらっ子の意識と実態調査第10集におきましては、この調査内容のところで、自分のよいところを見つけられますかという設問の中では、男子は半数程度、女子では半数以上が見つけれると答えているところですが、全国学力・学習状況調査におきましても、子供たちの自己肯定感というのを調査している中で、この第10集の中では半数程度でございましたけれども、最近鎌倉の子供たち、少しずつこの自己肯定感が高くなってきているとは思っているところでございます。

学校でも、子供たちの自己肯定感をどう育てていくかということを大切にしております。教室の中では**お互いを認め合うと、そしてあなたが必要な存在なんだということをお互いに情報発信**することで、自分が大切な存在であるということを改めて子供たちも認識していく、そのようなことが自己肯定感の高まりにつながり、そして子供たちの仲間づくり、あるいは学校生活の充実というものにつながっていくと考えています。ただ、これは学校だけではできるものでございませぬので、学校と家庭が子供の状況を共有していき、そして**連携した取り組みを進めていく**ことが大切だと考えているところでございます。

◆23番（保坂令子議員） 学校現場でのそうした配慮というのはぜひお願いしたいところ。です。

今日、多くの子供たちが生きづらさを感じている状況は、受け身的で自己肯定感が低いことと不可分ではないと言われております。**みずからがさまざまな権利の主体であることに気づくことは子供たちにとってのエンパワーメント**です。子供の育ちへの直接的支援と言いかえてもよいのかもしれませんが。

「相模原市子どもの権利条例」の小学生版パンフレットは、「皆さんがつらい思いをしたときや、嫌なことをされたときは、**我慢しないで相手につらいよ、嫌だよと伝えたり、家族や先生に助けを求めたりすることも大切な権利**です」と呼びかけています。同時に、子供たちの権利意識の問題だけではなく、子供たちが助けを求めたり、自分らしくありたい、自分を大切にしたいと願うときに、大人がそれをしっかりと受けとめる状況があってこそ、子供たちのエンパワーメントが完結するとも言えます。

自己肯定感を育み、エンパワーメントを促して、子供自身の意思で能動的に活動する

のを手助けすることが大事で、そのための根拠となる条例をつくる意味は大きいと考えます。子供の権利の視点を条例の中に織り込んでいくことが必要ではないでしょうか。

◎進藤勝 こどもみらい部長 子供の支援におきましては、子供たちが何を思い、感じて活動しているのか、大人たちが理解することが大切なことと考えております。条例の制定に当たりましては、大人が子供の活動を理解し、子供たちを大切にしていくことで、自己肯定感が高まるような構成を検討しているところでございます。

◆23番(保坂令子議員) 現在示されております条文検討資料は、たたき台段階だと聞いておりますので、条文を各論的に論ずることは控えますけれども、子供の権利の保障に大きくかかわる意見表明及び参加についてと、権利擁護と救済については今、若干触れたいと思います。

まず、子供の意見表明及び参加についてですが、先行事例として「豊島区子どもの権利に関する条例」を上げますと、豊島区の条例では、第19条、「子どもは社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます」とあり、第20条第1項、「区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません」。第2項、「おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません」。第3項、「おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません」。第4項、「区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。」となっています。非常に総合的に踏み込んだ規定です。

鎌倉市の条文検討資料には、子供が意見を言える機会として、子供が市政への質問や宣言などを行うことを支援する、子供が市政に対して夢や希望を言える機会を設けるよう努めるものとする、子供が困り事を言える機会、または代弁できる機会を設けるよう努めるものとして書かれています。これらは具体的にはどういうことを念頭に入れているのでしょうか。

◎進藤勝 こどもみらい部長 子供への支援は、子供が社会参加できる機会や自由に意見を言える機会の仕組みがつくられることが大切なことと認識しております。具体的には、子ども議会やわたしの提案の子供版のほか、子供が困り事を言える機会、または代弁できる機会、このような機会を設けるように努め、子供の声をしっかり聞いてまいりたいと考えております。

◆23 番（保坂令子議員） 子供の意見表明及び参加について、新たな取り組みをきらきらプランに盛り込むのかどうかということを伺います。

◎進藤勝 こどもみらい部長 条例の制定に当たりましては、きらきらプランとしっかりひもづけすることが必要と考えており、子供の社会参加や意見を聞く場づくりについては、具体的な仕組みづくりができれば計画の中にしっかり盛り込んでいきたいと考えております。

◆23 番（保坂令子議員） ぜひ、現状を前に進めるという形での取り組みの充実というのを図っていただきたいと思ひます。

では、条例制定過程における子供の参加ということについて聞いていきたいと思ひます。

例えば2014年に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」をつくった長野県では、子ども部会を設置して、当事者である子供たちに直接意見を出してもらっています。今後の条例制定過程において、子供の参加はどのように考えているのでしょうか。

◎進藤勝 こどもみらい部長 条例の制定に当たりましては、当事者である子供の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。教育委員会と連携いたしまして、小・中学校の児童・生徒、高校生の意見を聞く場を設け、条例の制定過程で子供の参加をしっかり図ってまいりたいと考えております。

◆23 番（保坂令子議員） 確認させていただきました。

続いて、子供の権利擁護、権利侵害の救済について伺います。

相模原市の条例は、子供の権利の侵害に関する相談及び救済について、多くの条文を割いて規定し、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員による相談、救済の窓口を開設しています。また、世田谷区は2013年4月に子ども条例の改正条例を施行していますが、改正のポイントは、「子ども自身の声を受け止め、子どもの権利侵害に関する救済と問題解決のための、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関を新たに設置する」ということでした。

こういった子供の権利擁護・権利侵害に対する救済についての記載は、鎌倉市の条文検討資料には見当たりませんが、必要との認識はないのでしょうか。

◎進藤勝 こどもみらい部長 子供の権利擁護・侵害につきましては、条例の中で相談体制の強化や子供への情報発信、子供が意見を言える機会を明記し、きらきらプランのほか個別の計画を着実に推進していくことで、子供一人一人があらゆる差別やいじめ、虐待等を受けることなく安心して生きていけることができるよう、対応を図ってまいり

たいと考えております。

◆23番(保坂令子議員) にわかに、第三者機関、人権擁護の機関をつくるべきだということを行っているわけではないんですけれども、現状のままではなくて、課題をしっかりと抽出して、取り組みを進めないと、先ほども申し上げましたけれども、条例をつくればいいんだと、**現状のままそれを条例というパッケージにまとめるというようなことになるのでは、本当に何のための条例なのかわかりません。**そしてその理念、基本的にはこれは理念条例なのかと受けとめております。具体のところはきらきらプランに書いていくと。その理念条例においても、先ほどから申し上げておりますように、先行してできております子供の権利ということを非常に重く置いたよい条例もありますので、そういったところも視野に入れて考えていっていただきたいということを申し上げているところです。

では、また教育部長に伺います。

今、子供の権利擁護ということで聞いているところですが、鎌倉市いじめ防止基本方針には、いじめはいじめを受けた子供の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為であると記されています。まずはいじめの未然防止が必要ですが、**いじめが起きてしまった場合には、子供が助けてと言っていけるところが身近になくはいけません。**また、例えば**部活動**について、部活の先生の指導が子供たちに過重な負担となったとき、つらいので何とかしてほしいと話に行ったり電話したりできることがあることが望ましいのではないのでしょうか。今の子供たちは心を開いて、困っていることや悩み事を相談すること、自分の思いを伝えていくことを難しいと感じがちです。**子供の権利擁護という視点に立つと、学校教育の中での子供の困り事や悩み事に対する取り組みの現状はどのようになっているのでしょうか。**

◎佐々木聡 教育部長 子供の悩みにつきましては、多岐にわたり、どこに相談してよいかわからないということもあるので、学校はそれらを全て受けとめるたくさんの受け皿を用意すべきであると考えております。具体的には、教職員は子供たちの困り事や悩み等を相談しやすいよう、信頼関係づくりに努めておりまして、担任が子供たちのちょっとしたサインを見逃さないよう見守っているところでございます。保健室等に行っても、気になる子供には声をかけるなど、子供が少しでも声を出しやすい環境づくりに努めております。

また、小学校では心のふれあい相談員、中学校ではスクールカウンセラーが子供に近い立場で悩み等を受けとめられるような対応も行っているところでございます。子供が自分の思いを伝えることについては、学び合いを中心とした学習活動や、学校生活での仲間づくりなどを通して、子供自身が学級で自分の役割や必要性を感じ、自己肯定感が高められるような活動場面をふやしていくことでその力をつけていけると考えている

ところでございます。

◆23 番（保坂令子議員） たくさんの受け皿ということ、それはわかることです。子供たちが声を出しやすい、そういった環境をつくっていくということは基本だと思えますけれども、それをどういう形で実現していくかということが問われるわけですけれども、自分の意見を表明するためには、まず自分たちがどのような権利を持っているか、保障されているかを知ることが大切だと考えます。冒頭で働く者の権利について学ぶ必要性に触れましたが、**学校では権利についてどのように扱い、どう伝えているのか伺います。**

◎佐々木聡 教育部長 中学校の社会科、特に**公民**の授業では、例えば勤務条件を見て働きたい会社を考えたり、経営者になり、従業員に満足して働いてもらう条件を考えたりすることを通して、働くことの意識や労働三法など、**労働者の権利**についての学習をしているところでございます。

小学校では、昨年度採択した**道徳**の教科書の中で、**世界人権宣言**や「**子どもの権利条約**」を取り上げていまして、例えば、クラスの目標づくりのときに、自分たちのクラスに必要なものを権利条約の条文を参考に考えることで、一人一人の権利をお互いに大切にしようということについて学んでいるところでございます。

◆23 番（保坂令子議員） 子供たちが自分たちを取り巻く社会の現状、その現実ということを知って、今、労働の分野でのことについても触れていただきましたけれども、非常に厳しい状況がある。その中でどうやって自分を守っていくのか、自分を大切にしていけるのかということを実際に即して学んでいく機会ということが必要ではないかと思えます。今、労働ということと言いましたけれども、**労働だけではなく、さまざまな局面において、自分を大切にしていける、そのためにどういうことができるのか、自分の権利を使っていくことができるのかということ**を学校の場においても**学ぶ機会**というのを設けていただきたいと思って質問をいたしました。

今後、子ども総合支援条例の策定をにらみながら、学校においてもどのような取り組みを検討されていくのか見させていただきたいと思えます。

さて、子ども総合支援条例の策定スケジュールとしては、2019年12月議会への議案上程を目指しているということです。各条文を見てというよりも、**条例の根幹にかかわることとして、子供を権利の主体として直接的に子供を支援するエンパワーメントを促す**ということ**を織り込んでいくべきであるという視点で質問を**しました。

6月の総合教育会議で、条例について市長が発言された折、「決して子供を甘やかすとかそのような意味ではない」という一言があったのが、実は気になっています。

子供の自立を促し、可能性を広げる支援を目指しますという意味ならよいのですが、権利を認めることが子供を増長させ、甘やかすことになるという批判を恐れてつけ加えた一言だとしたら、それは違うと言わなくてはなりません。

実際、そのような批判はどこにでもあります。「**松本市子どもの権利に関する条例**」の子供向け学習パンフレットには、「権利は自分だけのもの」と題したコラムがあり、授業中でも遊びたいから遊ぶ権利はあるのでしょうか、もしこの権利が許されると、周りの人の授業を受ける権利が守られなくなってしまいます。自分の権利だけを大切にするのはではなく、周りの人の権利も大切にしましょうと書かれています。**私の権利について言うときに配慮するのは私の義務ではなく、周りの人の権利。権利について考えるとき、広く知られてほしいメッセージ**です。「明石市こども総合支援条例」に触れた際に、「さまざまな施策を位置づけることで結果的に子供の権利を保障するものになっているが、それでもなお、相模原市、松本市、豊島区などの子供権利条例とは異なるのは、子供のエンパワーメントの視点とメッセージ性だ」と述べました。前文や条文に書かれた理念に加え、条文に子供に対する直接的な支援が書かれていることにより、条例を読んだ子供が、これは子供用にリライトされたものも含めますけれども、とにかく**条例を読んだ子供が、自分たちのことが書かれている、自分たちに直接語りかけているとわかることは大切**です。メッセージ性というのは、このことを申しました。

こちらの最後の質問です。8月24日の子ども・子育て会議でも、**子供の目線に立った条例**にしてほしいと発言した委員がいたと聞いています。子供の目線に立ったというのは、**自分たちのことが書かれている、自分たちに直接語りかけているとわかる**ことではないでしょうか。その意味でも、子供の権利の視点を織り込んでいくことが有効です。最後にもう一度こどもみらい部長の認識を伺います。

◎**進藤勝 こどもみらい部長** 子ども・子育て会議の委員の方からは、子供の目線に立った条例をつくってほしい、このような意見があったことは十分認識しております。子供への支援につきましては、子供の目線に立つことが大切なことであり、このことについては共通の認識であると思っております。

現在、子ども・子育て会議や総合教育会議で意見を聞いているところでございますので、今後はその辺の意見や、児童・生徒の意見も踏まえながら、しっかり検討していきたいと考えております。